



埼玉県報

第 2 5 8 5 号
平成 2 6 年 4 月 1 5 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県私立学校審議会規則の一部を改正する規則\(学事課\)](#)
- [埼玉県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則\(入札審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示\(入札審査課\)](#)
- [電子機器及び電算サービスの提供業務\(生活保護受給者チャレンジ支援事業\)に関する落札者等の公示\(社会福祉課\)](#)
- [県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第412号\(埼玉県立嵐山郷条例別表第2の知事が別に定める額の制定について\)の一部を改正する告示\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第526号\(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第1の知事が別に定める額について\)の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第527号\(埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第1に規定する知事が別に定める額について\)の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県母子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託\(少子政策課\)](#)
- [美児沢用水土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [明戸北部土地改良区の設立認可\(農村整備課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成26年度6・7月分\)の調達に関する入札広告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの実験台の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

規 則

埼玉県私立学校審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県私立学校審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県私立学校審議会規則（平成二十五年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十二人」を「十四人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十五号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改める。

第五条第一項及び第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

第十三条第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター
- 三 代表者の氏名
（変更前）本橋 勇
（変更後）鈴木 峯一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市小島南二丁目四番九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者等に対し、雇用の機会を創出し、雇用の安定を図ることを通じて、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百二号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「であって、」の下に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された」を加え、「(以下「協定」という。)」を、「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束」に改める。

第二条第三項ただし書中「当該委員が欠けた場合における」を削り、同条に次の一項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(議事録)

第七条 委員会においては、議事録を作成する。

附則

この告示は、平成二十六年四月十六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百三三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子機器及び電算サービスの提供業務（生活保護受給者チャレンジ支援事業）
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部社会福祉課生活困窮者支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南 2 丁目15番 3 号
- 5 落札金額
41,160,104円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年 1 月31日

告示

埼玉県告示第六百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 奥沢 信一	平成二十六年 四月一日から 平成二十七年 三月三十一日 まで
埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所		
埼玉県立そつか光生園 障害者歯科診療所		
埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備		

告 示

埼玉県告示第六百五号

平成二十四年埼玉県告示第四百十二号（埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額の制定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表四の備考中「二、一五〇円」を「二、二二〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第六百六号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、〇四〇円」を「四、二八〇円」に、「四、六五〇円」を「四、九一〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、四二〇円」に、「四、八六〇円」を「五、一三〇円」に、「三、一八〇円」を「三、四〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二八〇円」に、「九、二二〇円」を「九、六〇〇円」に、「五、四三〇円」を「五、七二〇円」に、「五、五四〇円」を「五、八三〇円」に、「六、三三〇円」を「六、六四〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇六〇円」に、「六、一六〇円」を「六、四六〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、二七〇円」に、「一、九一〇円」を「二、〇〇〇円」に、「七、二三〇円」を「七、五六〇円」に、「一、三、一〇〇円」を「一、五、六三〇円」に、「七、九一〇円」を「八、二四〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、五二〇円」に、「九、六九〇円」を「一〇、七四〇円」に、「五、七二〇円」を「六、〇三〇円」に、「一、四、四七〇円」を「一、五、〇一〇円」に、「一、五、七八〇円」を「一、六、三六〇円」に、「七、九〇〇円」を「七、八七〇円」に、「五、六二〇円」を「五、九一〇円」に、「一、三、三三〇円」を「一、三、八四〇円」に、「八、八七〇円」を「九、二二〇円」に改め、同表の備考中「二、一五〇円」を「二、二二〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第六百七号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考中「二、一五〇円」を「二、二一〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に改める。

告示

埼玉県告示第六百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる徴収事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永易 俊彦	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美児沢用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	吉田信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	小島進	深谷市宿根千四百五十六番地二
同	高橋實夫	児玉郡美里町大字関千二百二十二番地
同	飯島通雄	同 同 根木五十四番地
同	齊藤健一	同 同 南十条五百三十八番地
同	上山勇	同 同 北十条六百五十三番地
同	池田稔	本庄市児玉町吉田林二百十四番地
同	根岸雄二	深谷市榛沢二百二十八番地
同	鈴木薫	児玉郡美里町大字広木六百八十番地一
同	田村勝	同 同 同 百五十七番地一
同	久保克己	深谷市沓掛二百五十六番地
同	宮部勝利	本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	山崎正則	児玉郡美里町大字阿那志千四百四十四番地一
同	市川和男	同 同 同 駒衣五百三十三番地
同	平岡貞雄	同 同 同 千六百六十三番地一
同	戸井田毅	同 同 同 古郡五百九十五番地二
同	神田和雄	同 同 同 小茂田二百八十二番地一
同	細村茂	同 同 同 沼上三百一番地
同	根岸達夫	本庄市栗崎千二百九十三番地
同	関根照雄	深谷市山崎六百三番地一
同	木藤昭文	同 同 後榛沢百六十二番地
監事	小林亘	児玉郡美里町大字下児玉五百十二番地
同	分須豊治	同 同 同 木部四百二番地
同	久保喜正	深谷市榛沢六十九番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原田 信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千二百二十五番地一
同	吉田 信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	小島 進	深谷市宿根千四百五十六番地二
同	高橋 實夫	児玉郡美里町大字関千二百二十二番地
同	櫻沢 章雄	同 同 根木百二十三番地
同	関根 嶽之	同 同 南十条三百四十五番地
同	福島 康	同 同 北十条三十九番地
同	池田 稔	本庄市児玉町吉田林二百十四番地
同	久保 久夫	深谷市榛沢百番地一
同	瓜田 文雄	児玉郡美里町大字広木五百十七番地
同	金井 恒康	同 同 千三百五十四番地
同	田村 栄二	深谷市沓掛四十九番地一
同	宮部 勝利	本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	山崎 正則	児玉郡美里町大字阿那志千四百四十四番地一
同	根岸 功	同 同 駒衣四百二十四番地
同	吉橋 正男	同 同 二百九十五番地
同	戸井田 久行	同 同 古郡五百二十一番地
同	神田 和雄	同 同 小茂田二百八十二番地一
同	斉藤 英夫	同 同 沼上六百九十一番地
同	関口 博美	本庄市栗崎四十九番地二
同	関根 邦次郎	深谷市山崎百十番地
同	青木 曜夫	同 後榛沢三百四十五番地
監事	小林 亘	児玉郡美里町大字下児玉五百十二番地
同	分須 泰雄	同 同 木部二百二十四番地二
同	新井 孝男	深谷市榛沢百六十三番地一

告示

埼玉県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、深谷市高橋恒夫ほか二十人からの申請に係る次の改良区の設立を平成二十六年四月八日認可した。

平成二十六年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

明戸北部土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

三 地区の所在地

深谷市

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 233,300リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年6月1日から平成26年7月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 183,000リットル

平成26年6月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 三谷、田村
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月22日（木）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月21日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年5月22日（木）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月8日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格

申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年4月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 233,300ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. May 22, 2014 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. May 21, 2014)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

実験台 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年 8 月 20日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地

埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年 3 月 31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年 4 月 1 日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされている者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・三谷
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
埼玉県立がんセンター 用度担当 山田
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月28日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月27日（火）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年5月28日（水）午前10時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成26年5月9日（金）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年4月21日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Working Table

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., May 28, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 27, 2014)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985